

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	19,710,846	負債の部	7,059,756
流動資産	11,561,457	流動負債	4,722,276
現金及び預金	243,416	買掛金	2,721,119
グループ内預入金	1,079,292	短期借入金	280
受取手形	113,701	リース債務	79,398
売掛金	6,669,527	未払金	79,809
商品及び製品	816,844	未払費用	439,998
原材料及び貯蔵品	990,334	未払法人税等	464,085
仕掛品	1,427,861	未払消費税	214,355
リース投資資産	132,772	前受金	15,180
未収入金	62,924	預り金	83,611
その他	48,733	前受収益	1,749
貸倒引当金	△ 23,953	賞与引当金	596,010
固定資産	8,149,389	役員賞与引当金	26,677
有形固定資産	4,834,438	固定負債	2,337,480
建物	1,786,851	退職給付引当金	1,813,998
構築物	22,179	リース債務	505,157
機械装置	443,869	長期預り金	16,214
車輛運搬具	2,506	その他固定負債	2,110
工具器具備品	257,055		
土地	1,746,734	純資産の部	12,651,090
リース資産	531,727	株主資本	11,562,224
建設仮勘定	31,021	資本金	327,220
一括償却資産	12,492	資本剰余金	5,007,688
無形固定資産	333,563	資本準備金	5,555
電話加入権	7,316	その他資本剰余金	5,002,133
ソフトウェア	149,719	利益剰余金	6,227,316
ソフトウェア仮勘定	176,527	利益準備金	76,250
投資その他の資産	2,981,387	その他利益剰余金	6,151,066
投資有価証券	2,359,062	別途積立金	3,049,967
関係会社株式	2,000	繰越利益剰余金	3,101,098
繰延税金資産	433,753	(うち当期純利益)	(678,047)
その他	201,371	評価・換算差額等	1,088,866
貸倒引当金	△ 14,800	その他有価証券評価差額金	1,088,866
合 計	19,710,846	合 計	19,710,846

(注) 単位未満の端数は切捨て表示をしている。

個別注記表

(2025年 4月 1日 から
2026年 3月 31日 まで)

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

a 有価証券の評価基準及び評価方法

(a) 時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法によっている。

(評価差額は全部純資産直入法によって処理している)

(b) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっている。

b 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(a) 量産品及び計器修理品は総平均法による原価法によっている。

(b) 個別受注品は個別法による原価法によっている。

なお、原価法については、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

a 有形固定資産

定額法によっている。

b 無形固定資産

定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

a 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れ損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

b 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

c 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

d 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりである。

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

(b) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っている。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識している。

一定の金額以上で、重要性のある取引においては、顧客が定める仕様による製品の製造を行っており、当該製品は転用が不可能であること、及び、履行義務の完了した部分については、対価を収受する権利を有していることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。

その進捗度は、期末日までに発生した原価が、予想される総原価に占める割合に基づいて測定している。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。